

光生会介護老人保健施設赤岩荘（指定通所リハビリテーション事業所
指定介護予防通所リハビリテーション事業所）

「運営規程」

（事業の目的）

第1条 医療法人光生会が開設する光生会介護老人保健施設赤岩荘（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 光生会介護老人保健施設赤岩荘
- (2) 所在地 〒440-0021 愛知県豊橋市多米町字大門10番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

- (2) 従業者

1 単位目

医師 1名（常勤兼務、管理者と兼務）

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 3名以上

看護職員 2名以上

介護職員 5名以上

管理栄養士 1名以上

歯科衛生士 1名以上

2 単位目

医師 1名（常勤兼務、管理者と兼務）

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 2名以上

看護職員 2名以上

介護職員 4名以上

管理栄養士 1名以上

歯科衛生士 1名以上

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から土曜日までとする。

12月30日から1月3日までを除く。

(2)営業時間 午前8時00分から午後5時30分までとする

(3)サービス提供時間 午前8時45分から午後4時00分

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は、下記のとおりとする。

1単位目 50名

2単位目 40名

(指定通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、それぞれの介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、介護報酬告知上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

(2) 入浴（介助浴、特別浴）

(3) 食事の提供

(4) 健康チェック

(5) 送迎

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要する送迎の費用は、次の額を徴収する。

(1)実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 200円

(2)実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 400円

3 食費は、昼食750円を徴収する。

4 教養娯楽費は、110円を徴収する。

5 オムツ代は、尿取り50円／枚、はくオムツ100円／枚を徴収する。

6 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所リハビリテーションの費用は、1時間当たり500円を徴収する。

7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、豊橋市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止について)

第11条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：施設長 玉木昌子
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該施設又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）から虐待を受けたと思われる利用者を確認した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとした、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人光生会と事業所の管理者が協議に基づいて定めるものとする。

付則

- (1)この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- (2)この規程は、平成13年11月20日から一部改正により施行する。
- (3)この規程は、平成14年5月1日から一部改正により施行する。
- (4)この規程は、平成15年10月1日から一部改正により施行する。
- (5)この規程は、平成16年7月1日から一部改正により施行する。
- (6)この規程は、平成17年3月1日から一部改正により施行する。
- (7)この規程は、平成17年10月1日から一部改正により施行する。
- (8)この規程は、平成18年4月1日から一部改正により施行する。
- (9)この規程は、平成18年6月1日から一部改正により施行する。
- (10)この規程は、平成18年12月1日から一部改正により施行する。
- (11)この規程は、平成18年12月19日から一部改正により施行する。
- (12)この規程は、平成19年3月21日から一部改正により施行する。
- (13)この規程は、平成19年5月1日から一部改正により施行する。
- (14)この規程は、平成19年6月1日から一部改正により施行する。

- (15)この規程は、平成19年7月21日から一部改正により施行する。
- (16)この規程は、平成20年6月1日から一部改正により施行する。
- (17)この規程は、平成21年3月1日から一部改正により施行する。
- (18)この規程は、平成21年6月1日から一部改正により施行する。
- (19)この規程は、平成22年4月1日から一部改正により施行する。
- (20)この規程は、平成22年8月1日から一部改正により施行する。
- (21)この規程は、平成23年4月1日から一部改正により施行する。
- (22)この規程は、平成24年4月1日から一部改正により施行する。
- (23)この規程は、平成24年12月1日から一部改正により施行する。
- (24)この規程は、平成26年2月1日から一部改正により施行する。
- (25)この規程は、平成26年5月1日から一部改正により施行する。
- (26)この規程は、平成27年4月1日から一部改正により施行する。
- (27)この規程は、平成27年8月1日から一部改正により施行する。
- (28)この規程は、平成28年6月1日から一部改正により施行する。
- (29)この規程は、平成29年6月1日から一部改正により施行する。
- (30)この規程は、平成29年7月1日から一部改正により施行する。
- (31)この規程は、平成29年10月1日から一部改正により施行する。
- (32)この規程は、平成30年6月1日から一部改正により施行する。
- (32)この規程は、平成30年10月1日から一部改正により施行する。
- (33)この規程は、平成31年3月1日から一部改正により施行する。
- (34)この規程は、令和1年10月1日から一部改正により施行する。
- (35)この規程は、令和2年2月1日から一部改正により施行する。
- (36)この規程は、令和3年5月1日から一部改正により施行する。
- (37)この規程は、令和5年3月1日から一部改正により施行する。
- (38)この規程は、令和6年8月1日から一部改正により施行する。
- (39)この規程は、令和7年8月1日から一部改正により施行する。
- (40)この規程は、令和8年8月1日から一部改正により施行する。